

税金

[English \(英語\)](#)

主な税金について

◎ 固定資産税・都市計画税 (市税)

◎ 市・府民税 (市税・府税)

◎ 軽自動車税 種別割 (市税)

◎ 自動車税 種別割 (府税)

◎ 所得税 (国税)

◎ 消費税 (国税)

税金には、次の3種類があります。

- 国に支払う「国税」
- 府に支払う「府税」
- 市町村に支払う「市税」

府税と市税は、都道府県や市町村から郵送される納税通知書を持って、銀行や

郵便局の窓口で必ず期限までに支払ってください。

なお、窓口以外にも、コンビニエンスストアやスマホ決済アプリで支払うことができます。

期限を過ぎても支払いがない場合は、市役所税務室から督促状が送付され、財産の差押え（財産を自由に使えるなくすること）などの処分を受けることがあります。また、本来支払うべき税額のほかに、延滞金の支払いが必要となります。

納税通知書の内容がわからないときや税金の証明書が必要なときは、

納税通知書を郵送した国、都道府県、市町村の担当課にお問い合わせください。

◎固定資産税・都市計画税（市税）

毎年1月1日に固定資産（土地、建物、償却資産）を持っている人は、税金を支払う義務があります。納税通知書が送られてきます。

税務室（固定資産税 担当）

電話：072-724-6712

ファクス：072-723-5538

◎市・府民税（市税・府税）

毎年1月1日に住んでいる市町村に、前年の収入に応じて税金を支払う義務があります。

収入の金額などを必ず申告してください。申告をすると納税通知書が送られてきます。

ただし、^{きゅうよしょとくしゃ}給与所得者は、^{きゅうよ}給与の^{しはらいしゃ}支払者が代わりに^か収入の^{しゅうにゅう}申告をして、^{しんこく}給与から^{きゅうよ}税金を差し引いて支払います。

《^{ぜいむしつ}税務室（^{しみんぜい}市民税 ^{たんとう}担当）》

でんわ
電話：072-724-6710

ファクス：072-723-5538

◎^{けいじどうしゃぜい}軽自動車税 ^{しゅべつわり}種別割（^{しぜい}市税）

^{まいとし}毎年4月1日に^が軽自動車や^{にち}原動機付^{けいじどうしゃ}自転車などを^{げんどうきつきじてんしゃ}持っている人は、^も税金を^{ひと}支払う^{ぜいきん}義務があります。^{しはら}納税通知書が^{ぎむ}送られてきます。

^{とうろく}登録している^{げんどうきつきじてんしゃ}原動機付^{ぬす}自転車が^{ぬす}盗まれたときや、^も持ち主、^{ぬし}住所が^{じゅうしょ}変更にな^{へんこう}ったときは、^{かなら}必ず^{ぜいむしつ}税務室に^{れんらく}連絡してください。

《^{ぜいむしつ}税務室（^{けいじどうしゃぜい}軽自動車税 ^{たんとう}担当）》

でんわ
電話：072-724-6709

ファクス：072-723-5538

◎^{じどうしゃぜい}自動車税 ^{しゅべつわり}種別割（^{ふぜい}府税）

^{じどうしゃ}自動車を持っている人は、^も税金を^{ひと}支払う^{ぜいきん}義務があります。^{しはら}納税通知書が^{ぎむ}送られてきます。^{のうぜいつうちしょ}大阪府^{おおく}の納税通知書が送られてきます。

《^{おおさかふじどうしゃぜい}大阪府自動車税コールセンター》

でんわ
電話：0570-020156

◎^{しよとくぜい}所得税^{こくぜい}（国税）

にほんこくない す ひと しよとく ひと にほんこくない す
日本国内に住んでいる人で所得のあった人や、日本国内に住んでいなくても

にほんこくない しょう しよとく ひと しよとくきんがく おう ぜいきん しはら ぎむ
日本国内で生じた所得のあった人は、所得金額に応じて税金を支払う義務があります。

しよとくきんがく かなら しんこく
所得金額などを必ず申告してください。

きゆうよしよとくしゃ きゆうよ しはらいしゃ まえ きゆうよ ぜいきん さ ひ しはら
ただし、給与所得者は、給与の支払者が前もって給与から税金を差し引いて支払

います。

とよのぜいむしよ
《豊能税務署》

でんわ
電話：072-751-2441

◎^{しょうひぜい}消費税^{こくぜい}（国税）

こうにゆう しょうひん しょうひぜい かぜい
購入した商品やサービスなどには、10パーセントの消費税が課税されています。

とよのぜいむしよ
《豊能税務署》

でんわ
電話：072-751-2441